

議案第七号

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十二年二月十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の三に次の一項を加える。

2 前項の退職手当の調整額は、同項の退職手当の基本額が支給されない場合には支給しない。

第九条の三第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第十二条第五項に規定する都職員等として退職したことに伴い退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第十八条若しくは第二十条第一項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第十四条の規定による退職手当を

いう。以下同じ。）の支給を受けなかつたこと又は第二十条第二項の規定により一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第十二条第五項に規定する都職員等となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

第十二条第一項中「の基本額」を削り、「期間の」を「勤続期間の」に改め、同条第三項中「次条第一項各号」を「第十八条各号」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十五条第一項第一号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改める。

第二十条を第二十六条とし、第十九条を第二十五条とする。

第十六条から第十七条までを削り、第十八条を第十六条とし、同条の次に次の八条を加える。

（定義）

第十七条 この条から第二十四条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 懲戒免職等処分 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

二 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例

その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととして
いる退職を除く。以下この条から第二十三条までにおいて同じ。）の日において当該
職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が
退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当
該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職。以下この号において同
じ。）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいい、これらの
機関がない場合にあつては、当該職員の退職の日において当該職員の占めていた職の
任命権を有する機関をいう。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第十八条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手
当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しない。

- 一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
- 二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する
場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

（退職手当の支払の差止め）

第十九条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手
当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差
し止める処分を行うものとする。

- 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められ
ているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する

略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一

般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）
に對しまだ當該一般の退職手当等が支払われていない場合において、前項第二号に該當
するときは、當該退職に係る退職手当管理機関は、當該遺族に對し、當該一般の退職手
當等の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前三項の規定による一般の退職手当等の支払を差し止める処分（以下「支払差止処
分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四
条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、當該支払差止処分後
の事情の変化を理由に、當該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に對し、その取消
しを申し立てることができる。

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号
のいずれかに該當するに至つた場合には、速やかに當該支払差止処分を取り消さなけれ
ばならない。ただし、第三号に該當する場合において、當該支払差止処分を受けた者が
その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他こ
れを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りで
ない。

- 一 當該支払差止処分を受けた者について、當該支払差止処分の理由となつた起訴又は
行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 二 當該支払差止処分を受けた者について、當該支払差止処分の理由となつた起訴又は
行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及
び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であ

つて、次条第二項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第二項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

6 第三項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第三項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならぬ。

7 前二項の規定は、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第十五条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第十五条の規定による退職手当の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既

に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 退職手当管理機関は、支払差止処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該支払差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

11 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該支払差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該支払差止処分の内容を当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等をもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該支払差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第二十条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しない。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したとき

は、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に關し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、同項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

4 第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分を行うときは、一般の退職手当等のうち、一般の退職手当に相当する部分は、第五条の規定により計算した額を基準として算定する。

5 退職手当管理機関は、第二項第二号又は第三項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

6 杉並区行政手続条例（平成七年杉並区条例第二十八号。以下「行政手続条例」という。）第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

7 前条第十項及び第十一項の規定は、第二項及び第三項の規定による処分について準用する。

8 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第二項又は第三項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第二十一条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、前条第二項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十五条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第二十三条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第二十三条に

において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたと

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十五条第一項又は第五項の規定による退職手当の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第一項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
6 第十九条第十項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第二十二條 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等が支払われた後において、前条第一項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第二十条第二項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第十九条第十項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第二十三條 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、当該一般の退職手当等の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から六月以内に第二十一条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第五項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機

関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第二十一条第五項又は前条第三項において準用する行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第二十一条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十九条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第二十一条第一項の規定による処分を受けるとなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第二十一条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等

の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第二十一条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第二十条第二項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第十九条第十項並びに第二十一条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

8 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する第二十一条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

（人事委員会による調査審議）

第二十四条 特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）は、退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議する。

2 退職手当管理機関は、第二十条第二項第二号若しくは第三項、第二十一条第一項、第二十二條第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

3 人事委員会は、第二十条第三項、第二十二條第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つてゐる事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（提案理由）

新たな退職手当の支給制限及び返納の制度を設ける等の必要がある。

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(一般の退職手当) 第四条の三 略</p> <p>2 前項の退職手当の調整額は、同項の退職手当の基本額が支給されない場合には支給しない。</p> <p>(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第九条の三 略</p> <p>2 前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規</p>	<p>(一般の退職手当) 第四条の三 略</p> <p>2 前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職(一般の退職手当が支給されることとなる退職に限る。)の日以前の期間のうち、次に掲げる期間をいう。</p>

定による退職手当の支給を受けたこと又は第十二条第五項に規定する都職員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第十八条若しくは第二十条第一項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第十四条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けなかつたこと又は第二十条第二項の規定により一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第十二条第五項に規定する都職員等となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一及び二略

一及び二略

(勤続期間の計算)

第十二条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続きいた在職期間による。

2 略

3 職員が退職した場合(第十八条各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

4 8 略

第十三条 削除

(勤続期間の計算)

第十二条 退職手当の基本額の算定の基礎となる期間の計算は、職員として引き続きいた在職期間による。

2 略

3 職員が退職した場合(次条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

4 8 略

(退職手当の支給制限)

第十三条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

- 一 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定

(失業者の退職手当)

第十五条 勤続期間十二月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。))にあつては、六月以上(で退職した職員(第五項の規定に該当する者を除く。))であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げ

による失職(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。))又はこれに準ずる退職をした者

三 地方公務員法第三十七条第二項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者

2 | 一般の退職手当のうち、第十一条の三の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、退職手当の基本額が支給されない者には支給しない。

(失業者の退職手当)

第十五条 勤続期間十二月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。))にあつては、六月以上(で退職した職員(第五項の規定に該当する者を除く。))であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げ

る額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が規則で定めるところにより区長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。第三項において「支給期間」という。）内に失業

る額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が規則で定めるところにより区長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。第三項において「支給期間」という。）内に失業

2
13
略

二
略

の額

している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、当該一般の退職手当等のほかにその超える部分の失業の日につき同号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等

2
13
略

二
略

の額

している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、当該一般の退職手当等のほかにその超える部分の失業の日につき同号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）の額

（刑事事件に関し退職した場合等の退職手当の取扱い）

第十六条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項及び次条第五項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。この場合において、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、第十条の規定による一般の退職手当の額（無罪の言渡しを受けたときは本来受けるべき一般の退職手当の額）を支給する。

2 前項後段の規定により一般の退職手当を支給する場合には、同項後段の規定により支給すべき一般の退職手当の額から既に支給を受けた前条の規定による退職手

当の額を控除するものとする。この場合において、同項後段の規定により支給すべき一般の退職手当の額が既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項後段の規定による一般の退職手当は、支給しない。

3 前二項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第十六条の二 任命権者は、退職した者に対してまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至

つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 | 前項に規定する一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 | 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を告示することをもつて通知に代えることができる。この場合において、その告示した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみ

なす。

4 | 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 | 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第二号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 | 一時差止処分を受けた者について、当

該一時差止処分^の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

二 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して一年を経過した場合

6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 一時差止処分を受けた者に対する第十五条の規定の適用については、当該一時差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

8 前条第二項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消され

たことにより一般の退職手当等の支給を受ける場合について準用する。

9 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならぬ。

10 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合はあらかじめ、一時差止処分を取り消した場合は速やかに、区長に通知しなければならぬ。

11 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(退職手当の返納)

第十六条の三 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次

に掲げる額を返納させることができる。ただし、第十五条第一項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）は、この限りでない。

一 一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十五条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であつた場合 一般の退職手当等の額からこれらの規定により算出される金額を控除して得た額

二 前号に掲げる場合以外の場合 一般の退職手当等の額の全額

2 | 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

3 | 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、規則で定める。

(都職員等となつた者の取扱い)

第十六条 略

(定義)

第十七条 この条から第二十四条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 懲戒免職等処分 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

二 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第二十三条までにおいて同じ。)の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。た

第十七条 削除

(都職員等となつた者の取扱い)

第十八条 略

だし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職。以下この号において同じ。）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいい、これらの機関がない場合にあつては、当該職員の退職の日において当該職員の占めていた職の任命権を有する機関をいう。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第十八条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しない。

- 一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
- 二 地方公務員法第二十八条第四項の規定

による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

（退職手当の支払の差止め）

第十九条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中

2 | の行為に係る刑事事件に関し起訴をされ
たとき。

2 | 退職をした者に対しまだ当該退職に係る
一般の退職手当等が支払われていない場合
において、次の各号のいずれかに該当する
ときは、当該退職に係る退職手当管理機関
は、当該退職をした者に対し、当該一般の
退職手当等の支払を差し止める処分を行う
ことができる。

一 | 当該退職をした者の基礎在職期間中の
行為に係る刑事事件に関して、その者が
逮捕されたとき又は当該退職手当管理機
関がその者から聴取した事項若しくは調
査により判明した事実に基づきその者に
犯罪があると思料するに至つたときであ
つて、その者に対し一般の退職手当等を
支払うことが公務に対する信頼を確保す
る上で支障を生ずると認めるとき。

二 | 当該退職手当管理機関が、当該退職を

した者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たたる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に對しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に對し、当該一

一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 | 前三項の規定による一般の退職手当等の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 | 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されていると

きその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第二項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係

6| する刑事事件に關し起訴をされることな
く、かつ、次条第二項の規定による処分
を受けることなく、当該支払差止処分を
受けた日から一年を経過した場合

6| 第三項の規定による支払差止処分を行つ
た退職手当管理機関は、当該支払差止処分
を受けた者が次条第三項の規定による処分
を受けることなく当該支払差止処分を受け
た日から一年を経過した場合には、速やか
に当該支払差止処分を取り消さなければな
らない。

7| 前二項の規定は、当該支払差止処分を行
つた退職手当管理機関が、当該支払差止処
分後に判明した事実又は生じた事情に基づ
き、当該一般の退職手当等の支払を差し止
める必要がなくなつたとして当該支払差止
処分を取り消すことを妨げるものではな
い。

8| 第一項又は第二項の規定による支払差止

処分を受けた者に対する第十五条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 |

第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第十五条の規定による退職手当の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。

この場合において、当該一般の退職手当

の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 退職手当管理機関は、支払差止処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該支払差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

11 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該支払差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該支払差止処分の内容を当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等をもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該支払差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第二十条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しない。

2 | 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を

受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に關し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職を

した者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、同項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 4 | 第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分を行うときは、一般の退職手当等のうち、一般の退職手当に相当する部分は、第五条の規定により計算した額を基準として算定する。
- 5 | 退職手当管理機関は、第二項第二号又は第三項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 6 | 杉並区行政手続条例（平成七年杉並区条例第二十八号。以下「行政手続条例」という。）第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 7 | 前条第十項及び第十一項の規定は、第二項及び第三項の規定による処分について準用する。
- 8 | 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関する第二項又は第三項の規定により当該一

一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第二十一条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後に於いて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、前条第二項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十五条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第二十三条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第二十三条において「失業者退職手当

- 額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
 - 三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中に懲戒免職等処分を受けらるべき行為をしたと認められたとき。
- 2 | 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十五条第一項又は第五項の規定に

よる退職手当の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 | 第一項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

4 | 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行うおうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 | 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 | 第十九条第十項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第二十二條 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等が支払われた後において、前条第一項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第二十条第二項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 | 第十九条第十項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分につ

いて準用する。

3 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相
当額の納付）

第二十三条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、当該一般の退職手当等の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第二十一条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から

六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 | 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第二十一条第五項又は前条第三

項において準用する行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第二十一条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 | 退職手当の受給者（遺族を除く。以下こ

の項から第五項までにおいて同じ。)が、
当該退職の日から六月以内に基礎在職期間
中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされ
た場合(第十九条第一項第一号に該当する
場合を含む。次項において同じ。)におい
て、当該刑事事件につき判決が確定するこ
となく、かつ、第二十一条第一項の規定に
よる処分を受けることなく死亡したとき
は、当該退職に係る退職手当管理機関は、
当該退職手当の受給者の死亡の日から六月
以内に限り、当該退職手当の受給者の相続
人に対し、当該退職をした者が当該退職に
係る一般の退職手当等の額の算定の基礎と
なる職員としての引き続き在職期間中に
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと
認められることを理由として、当該一般の
退職手当等の額(当該退職をした者が失業
手当受給可能者であつた場合にあつては、
失業者退職手当額を除く。)の全部又は一

部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 | 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第二十一条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 | 退職手当の受給者が、当該退職の日から

六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第二十一条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 | 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第二十条第二項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産

の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 | 第十九条第十項並びに第二十一条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

8 | 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する第二十一条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

(人事委員会による調査審議)

第二十四条 特別区人事委員会(以下「人事

- 委員会」という。)は、退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議する。
- 2| 退職手当管理機関は、第二十条第二項第二号若しくは第三項、第二十一条第一項、第二十二条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。
- 3| 人事委員会は、第二十条第三項、第二十条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならぬ。
- 4| 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は

退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、ことその他必要な調査をする事ができる。

5 | 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 | 前各項に定めるもののほか、退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

(口座振替による支払)

第二十五条 略

(委任)

第二十六条 略

附 則

1
6
略

(口座振替による支払)

第十九条 略

(委任)

第二十条 略

附 則

1
6
略

14| 13| 12| 11| 10| 9| 8| 7|

略 略 略 略 略 略 略 略

15| 14| 13| 12| 11| 10| 9| 8|

略 略 略 略 略 略 略 略

7| 前項に規定する退職手当に相当する給与の支給を受けた者の第十一条の三の規定の適用については、通算対象期間は、基礎在職期間に含まないものとする。

新たな退職手当の支給制限及び返納の制度の概要

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

項目	改 正 内 容
<p>新たな支給制限及び返納の制度</p>	<p>1 支給制限及び返納の制度の拡充 裏面参照 退職後に、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合等は、退職をした者（既に死亡しているときは、遺族等）に対し、退職手当の支払前には全部又は一部を支給しないことができるとし、支払後には全部又は一部を返納させることを命ずることができることとする。</p> <p>2 支払差止制度の拡充 裏面参照 退職後に、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料される場合は、退職をした者（既に死亡しているときは、遺族等）に対し、退職手当の支払を差し止めることができることとする。</p> <p>3 人事委員会への諮問 退職をした者（既に死亡しているときは、遺族等）の権利保護を図る観点から、懲戒免職等処分を受けるべき行為があったことを認めたことによる支給制限及びすべての返納命令を行う際には、人事委員会へ諮問することとする。</p>
<p>施行期日</p>	<p>平成22年4月1日</p>

新たな退職手当の支給制限及び返納の制度の改正内容

項 目	支給制限等の要件	支払前		支払後	
		現 行	改正後	現 行	改正後
支給制限 及び返納	懲戒免職等処分を受けて退職をした場合	不支給	不支給	/	/
	失職をした場合				
	退職後に、在職期間中の行為に係る刑事事件 に関し禁錮以上の刑に処せられた場合	不支給	不支給	返納	返納又は 一部返納
	退職後に、在職期間中の行為に関し再任用職員 が懲戒免職処分を受けた場合	支給	不支給又は 一部不支給	返納不可	返納又は 一部返納
	退職後に、在職期間中に懲戒免職等処分を受け るべき行為があったと認められた場合				
	死亡退職後に、在職期間中に懲戒免職等処分 を受けるべき行為があったと認められた場合				
差 止 め	刑事事件に関し起訴をされ、その判決の確定 前に退職した場合	差止め	差止め	/	/
	退職後に、在職期間中の行為に係る刑事事件 に関し起訴をされた場合				
	退職後に、在職期間中の行為に係る刑事事件 に関して逮捕された場合又は調査等により犯 罪があると思料されるに至った場合				
	退職後に、在職期間中に懲戒免職等処分を受け るべき行為をしたことを疑うに足りる相当 な理由があると思料されるに至った場合	差止め不可	差止め	/	/
	死亡退職後に、在職期間中に懲戒免職等処分 を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる 相当な理由があると思料されるに至った場合				